

京都市上下水道企業管理規程第4号

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を次のように改正する。

第20条第1項中第13号及び第14号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)